

長野市自転車活用推進計画の策定について

長野市公共交通活性化・再生協議会

自転車活用推進部会

1. 計画策定の背景

- 自転車はもっともエコな移動手段として、優れた交通手段であり、近年では、人々の健康志向や環境意識の高まりから、その利用ニーズが高まっている。
- 自転車は、通勤・通学・買物など日常生活における身近な移動手段や、サイクリング、レジャー等、様々な場面で多くの人々に利用されている。
- 自転車の利用は、環境負荷の軽減、健康増進や観光振興といった多方面において効果が期待されている。
- 人口減少・少子高齢化が進む中、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進する上で、短距離移動の最適手段として自転車の果たす役割が重要になってきている。

2. 計画策定の目的

- 本市の交通体系における「自転車の位置付け」・「役割」の明確化
- 「自転車ネットワーク計画」を本計画内に位置付け、自転車の通行空間を確保し、計画的な整備の推進
- 環境負荷の軽減や健康増進、観光振興など、地域の実情に応じた施策の策定



安全で安心な自転車通行空間の整備を推進し、
自転車を活用した魅力あるまちづくりを目指す。

3. 計画の位置付け

- 自転車活用推進法第11条の規定に基づく、市町村自転車活用推進計画とする。
- 本計画の策定にあたっては、「第五次長野市総合計画」及び、「長野市公共交通ビジョン」、「長野市地域公共交通網形成計画」を上位計画とし、本市の関連計画等との整合性を図ることとする。
- 本計画は、国及び長野県の自転車活用推進計画を勘案し、市の実情に応じた計画とする。

【自転車活用推進法（抄）】

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4. 経過

【国】 ・平成29年5月1日 「自転車活用推進法」を施行

自転車の活用による環境負荷の低減や、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど、新たな課題に対応するため

・平成30年6月8日 「自転車活用推進計画」を閣議決定

自転車の活用の推進に関する施策の計画的な推進を図るため

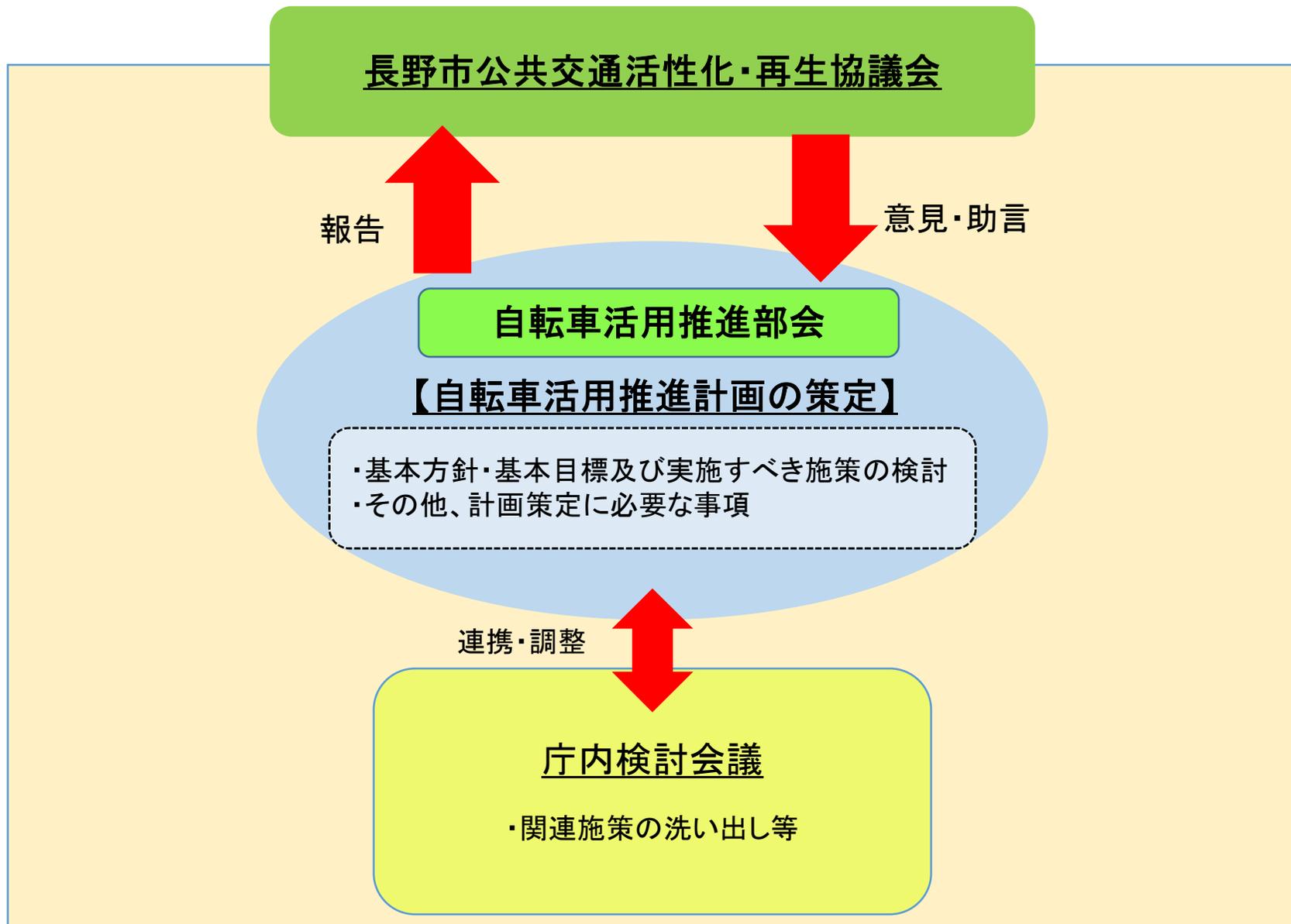
※別添、「自転車活用推進法の施行について」、「自転車活用推進計画について」参照

【県】 ・平成31年3月18日 「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」を施行

・平成31年3月22日 「長野県自転車活用推進計画」を策定

※別添、長野県自転車活用推進計画参照

5. 計画策定の体制(自転車活用推進部会の設置)



6. 計画策定に関する基本事項

	長野市	長野県(参考)
<u>計画対象区域</u>	長野市全域	長野県全域
<u>計画期間</u>	2024年度	2022年度
<u>計画を行う者</u>	長野市	長野県

7. 計画の基本方針(案)

基本方針

1

【自転車を活用したライフスタイルの定着】

健康増進、環境負荷の軽減への効果につながる自転車の価値をPRするとともに利用促進と、ライフスタイルの定着を図る。

基本方針

2

【自転車通行空間の整備】

通勤・通学者等に安全な通行空間の整備を進める。
地域のニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

基本方針

3

【安全に向けた啓発と賠償責任保険加入の促進】

安全・安心のため、交通ルールの周知や安全教育の推進を行い、マナー向上と自転車賠償責任保険への加入促進を図る。

基本方針

4

【自転車を活用した観光振興】

市内の観光地等をつなぐ新たなルートを開発し、サイクルツーリズムを推進する。

8. 計画策定スケジュール

開催月	会議等	内容(予定)
令和元年 6月24日	自転車活用推進部会①	・部会の設置、業務委託仕様書の検討
8月～	計画策定業務委託	・アンケート調査の実施、集計、分析 ・計画書の作成外
10月	部会②	・アンケート調査結果の検討
令和2年 1月	部会③	・計画素案の確認・検討
3月	部会④	・計画(案)の確認・検討
4月～	パブリックコメントの実施	
5月	部会⑤	・計画の提出(活性化・再生協議会で決定)
6月	計画公表	